

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）9条において準用する5条1項の規定に基づく愛の手帳更新決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付日を平成28年5月25日として行った愛の手帳の更新決定処分のうち、要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を総合判定3度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2度への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、請求人の知的障害の状態は障害の度数が総合判定2度（重度）に相当するものであるとして、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

判定基準表の2度と3度を比較してみて、2度に該当すると思われるが、3度に認定した根拠が明確ではない。

担当した医師は、2度に限りなく近い3度であるが、判定基準表により3度と認定したとの説明のみで納得できない。判定基準と認定の妥当性の説明が十分ではない。

挨拶や会話が全くできず、社会性や日常行動に大きな支障がある点をどう評価しているか疑問である。請求人の理解度が十分でない場合が多い、医師は短時間に理解できるか疑問である。

また、請求人には心臓疾患、頸椎症、視力低下等の障害があるところ、身体的健康ではこのことに触れていない。さらに、担当した医師から精神科に通っているのであれば、それを提示できなければ3度との発言があったので、診断書（2016年8月1日付）を添付した。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 1月17日	諮問
平成29年 3月16日	審議（第7回第2部会）
平成29年 4月21日	審議（第8回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱 1 条は、要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、要綱 2 条 1 項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写真を添え、その者が 18 歳以上の場合にあつては心障センターを判定機関とし、心障センター所長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱 3 条 4 項及び 4 条は、愛の手帳交付申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1）及び被判定者が 18 歳以上である場合は要綱別表 4 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18 歳以上 成人）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙 1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該

当するもの」が2度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）とされている。

(3) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

(4) 要綱7条は、愛の手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達したとき、又は、この間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により、処分庁に更新の申請をしなければならないとしており、要綱9条は、手帳の更新について、要綱3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センターの所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」については、改訂版鈴木ビネー検査による知能検査の結果、IQ34と判定されていることから、「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34」に相当する「2度」と記載されている。

なお、判定場面では、緘黙状態であったため、言語的な回

答が必要な課題については、筆談を用いて検査を実施している（以下、同じ）。

イ 「知的能力」については、心障センターの職員及び精神科医師による面接及び検査（以下「面接等」という。）の際、「会釈」、「象形」といった漢字は読めなかったものの、「病氣」、「危険」、「新聞」といった漢字は読むことができ、「 $8 + 9$ 」、「 $15 - 7$ 」といった繰上がり、繰下がりのある加減算に加え、九九は正答ができ、割算では「 $15 \div 3$ 」は答えられなかったものの、「 $24 \div 6$ 」は正答でき、日常場面では、楽譜を見ながらピアノでバイエルや練習曲を弾くことができたとされていることから、「表示をある程度理解し簡単な加減ができる」に相当する「3度」と記載されている。

ウ 「職業能力」については、生活介護事業所において焼き物の簡単な研磨作業などを行っている、時間的なノルマはなく、請求人のペースが尊重される環境である、また、家庭においても、指示の下、ゆっくりであるが、洗濯物たたみや食事の配膳ができるとされていることから、「簡単な手伝い程度は可能。また、保護的な環境であれば単純作業が可能」に相当する「2度」と記載されている。

エ 「社会性」については、学校や生活介護事業所など社会的な場面では、自ら積極的に他者に接触することはなく、トラブルもない、学校においてクラスメートとして長く接した相手に対しては、親しみをもって接することができていた、しかし、相談などを自発的に行うことは困難であるとされていることから、「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能」の「3度」と「集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能」の「2度」の中間に相当すると記載されている。

オ 「意思疎通」については、緘黙のため、発語はなかったが、知能検査の場面では、心理判定員が「おなかがすいたとき、どうしますか」と質問すると、「おなかがすいたときに焼肉を食べたいと思います」と書き、質問に対する適切な答えを漢字を用いた多語文で表現することができ、他のやり取りにおいても、意味が通じにくいものがあったり、助詞の使用に不十分さが見られたものの、筆談で多語文を用いたやり取りが可能であるとされていることから、「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」に相当する「3度」と記載されている。

カ 「身体的健康」については、現在、治療中の身体疾患はなく、下剤や抗鬱剤を内服しているが、薬の自己管理などは困難であるとされていることから、「特別の注意が必要」に相当する「3度」と記載されている。

キ 「日常行動」については、やりたいことができないときに怒りをあらわにして興奮する、また、生活において食事より入浴が先などルーティンに拘りがみられるとされていることから、「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない」の「4度」と「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」の「3度」の中間に相当すると記載されている。

ク 「基本的生活」については、箸を用いて食事をすることができる、排泄は自立している、衣服の寒暖調節はできないが、着脱は時間をかければ、ひととおり自分でできる、入浴も一人でしているが、洗体や洗髪には声掛けが必要であるとされていることから、「身近生活の処理がおおむね可能」に相当する「3度」と記載されている。

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち4項目が「3度」、2項目が「2度」、「4度」と「3

度」の中間及び「3度」と「2度」の中間がそれぞれ1項目とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人に対する面接等及び〇〇さんへの聞き取り調査により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められるから、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体としておおむね3度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見、社会診断所見及び合併障害

医学的所見欄には、「中度知的発達症、ダウン症を有する」と、心理学的所見欄には、「CA18 MA5:6 IQ34（改訂版鈴木ビネー式）」と、社会診断所見欄には、「日常のコミュニケーションには工夫や配慮が求められる。また、精神科的治療、余暇活動は継続していくことが望まれる。」と、合併障害欄には「①精神障害者保健福祉手帳2級 ②身体障害者手帳1種3級」とそれぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定3度（中度）であると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

- 3 請求人は、本件審査請求書及び反論書において、請求人の知的障害及び身体障害等の状態から、請求人の障害の度数は総合判定2度に相当するとして、その理由について、請求人は挨拶や会話が全くできないこと、社会性や日常行動に大きな支障があるほか、

心臓の疾患、頸椎不安定、視力障害等があるにもかかわらず、これらについて適正な判定がなされていない、さらに、心障センター医師の請求人及び〇〇さんに対する対応等から、その所見等に対して疑問があるなどとして、本件処分が違法、不当であると主張する。

さらに、2016年8月1日付けで〇〇病院の医師が作成した精神障害者保健福祉手帳用の診断書を添付し、その診断結果をもって、心障センター医師の所見等を論難している。

しかし、前述（1・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、障害の度数が総合判定3度（中度）であると判定するのが相当であることは、上記（2・(3)）のとおりであるから、請求人の日常生活における状況や身体障害等の状態が請求人の主張するようなものであって、また、他の医療機関で本件判定書と異なる診断が判定後になされていたとしても、そのことをもって本件処分が違法又は不当なものであるということにはならず、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 1 及び 2 (略)